

パート1

「逮捕状請求書」デッチ上げ。

逮捕容疑をデッチ上げた「逮捕状請求書」を検証ください。

様式第一号 (昭和第一九九年第一四三號)

逮捕状請求書(甲)

下記被疑者に対し、
有印私文書偽造
同行使・詐欺 被疑事件につき、
逮捕状の発付を請求する。

大正三十二年十一月二〇日

警視庁万世橋警察署

警視庁第一九九年第一四三號

被告 室岡 克典

住所 不詳(元金融ブローカー)

年齢 不明

職業 不明

七日を越える有効期間を必要とするときは、その期間及び事由

引致すべき官公署又はその他

逮捕状を教通せしめらるる事由

逮捕状を教通せしめらるる事由

捜査報告書
告知状
供述調書
捜査関係事項照会回答書

別紙のとおり

被疑者の逮捕を必要とする事由

被疑者は執行後逃走してあり、証拠いん滅のおそれがあるため、

三十四回(刑法、及び行方不明等)に関する法律及び行方不明等強制捜査の整備に関する法律の第百廿四の五(以下「刑罰法」)第四項に規定するに当たっては、昭和二十九年十一月二〇日付の東京簡易裁判所から逮捕状を發布させた。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、警視庁捜査二課は「逮捕状請求書」の被疑事実を、はじめから『この世に存在しない』有印私文書偽造同行使詐欺、話と承知して東京簡易裁判所から逮捕状を發布させた。

誰がどう考えても「逮捕状請求書」添付の「被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」は存在しない。そもそも、存在することが偽造の「証」です。

- 一、捜査報告書（偽造）
- 一、告訴状（偽造）
- 一、供述調書（捏造）
- 一、捜査関係事項紹介回答書（偽造）

平成3年11月20日付、捜査当局の逮捕状請求書に添付された「被疑事実の要旨」を検証ください。

「被疑事実の要旨」

別紙
被疑事実の要旨

被疑者 室岡 克典は、金融プロカーとして稼働していたものであるが、東京都千代田区神田平河町三番地一所在の株式会社 東海銀行 秋葉原支店の支店長代理 森本 享と共に、質権設定承諾書を偽造し、これを金融機関に提出行使して、預金担保による融資資金名下に資金を騙取しようとして、真実は、有明株式会社 マッシュ及び株式会社 ウェイアウトスポーツ名義でオリックス・アルファ 株式会社から借り受ける金員は、通知預金として寄託した後、右 オリックス・アルファのために質権設定承諾書の手続きをとらないうで直ちに解約し、自己のために費消する意図であるのに、これを秘し、平成三年六月一日ころ、右「森本をして電話で、東京都中央区京橋二丁目八番一八号所在のオリックス・アルファ 株式会社の東京営業第一課 営業第一課 川合 潤治に対し、「協力預金してくれる会社が見つかった。ウェイアウトスポーツとマッシュという会社だが両社とも五〇億円ずつ預金してくれることになったので、是非融資をお願いしたい。」などと申し向けさせ、右 マッシュ及び同 ウェイアウトスポーツ名義で右 オリックス・アルファから借り受ける資金を通知預金として寄託し、これに右 オリックス・アルファのために質権設定することを承諾して、右 オリックス・アルファの融資につき、確実な預金担保を供するものであるかのように装って、五〇億円ずつ合計一〇〇億円の融資方を申し込ませ。

第一 同年六月二三日ころ、右 秋葉原支店において、行使の目的をもって、ほしのままに右 森本をして右 マッシュを名義人とし、金額五〇億円の通知預金を質権の目的とする債務者兼質権設定者（預金名義人）（職人）「有明株式会社 マッシュ 代表取締役 坂井 修一」質権者「オリックス・アルファ 株式会社 代表取締役 湯村 康」と記載された右 オリックス・アルファ所定の質権設定承諾書の承諾欄に「東京都千代田区神田平河町三番地一 株式会社 東海銀行 秋葉原支店 支店長 本谷 結三」とある旨を印し、支店長名下に「5 東海銀行 秋葉原支店」とある印鑑を押捺させ、もつて右 支店長名義の質権設定承諾書一通の偽造を遂げさせ、同日、同所において、右 川合に対し右 通知預金にかかる通知預金通帳一通を担保として交付する際、併せて右 偽造にかかる質権設定承諾書一通をあたかも真正に成立したものと装って呈示して行使させ、同人をして預金を担保とした回収確実な融資である旨を誤信させ、よつて、同日、右 オリックス・アルファから、右 秋葉原支店の別段預金口座（ウェイアウトスポーツ）に四七億七、八九七万二、六〇三円を振込金させて、これを騙取し、

第二 同日、同所において、行使の目的をもって、ほしのままに右 森本をして、右 ウェイアウトスポーツを名義人とし、金額五〇億円の通知預金を質権の目的とする債務者兼質権設定者（預金名義人）「株式会社 ウェイアウトスポーツ 代表取締役 吉川 一」質権者「オリックス・アルファ 株式会社 代表取締役 湯村 康」と記載された右 オリックス・アルファ所定の質権設定承諾書の承諾欄に「東京都千代田区神田平河町三番地一 株式会社 東海銀行 秋葉原支店 支店長 本谷 結三」とある旨を印し、支店長名下に「5 東海銀行 秋葉原支店」とある印鑑を押捺させ、もつて右 支店長名義の質権設定承諾書一通の偽造を遂げさせ、同日、同所において、右 川合に対し右 通知預金にかかる通知預金通帳一通を担保として交付する際、併せて右 偽造にかかる質権設定承諾書一通をあたかも真正に成立したものと装って呈示して行使させ、同人をして預金を担保とした回収確実な融資である旨を誤信させ、よつて、同日、右 オリックス・アルファから、右 秋葉原支店の別段預金口座（ウェイアウトスポーツ）に四七億七、八九七万二、六〇三円を振込金させて、これを騙取し、

たものである。

この「被疑事実の要旨」は、はじめから『この世に存在しない』被疑事実話をデッチ上げた「証拠物」です。（第2章参照ください。）

皆様に、まず「知って」もらいたいことは、私が刑事訴訟法に則し検察官の違法拘留に対して、裁判所に「拘留取り消し請求」を提訴したことで、この「逮捕状請求書」と「逮捕状」を手に入れ、こうして提示することができた手続きなのです。

警察は、被疑者を逮捕してから48時間以内で、検察に送致しなければなりません。平成3年12月18日午前11時40分東京地方検察庁 検察事務官 本田一義が送致されたのです。検察官が事件を起訴できるか取調べるため裁判所に10日間拘留請求します。裁判所が許可します。延長時間、10日間の拘留請求が認められています。

検察は逮捕から22日間で起訴します。本件も平成4年1月7日に起訴されています。

「拘留取り消し請求」

私は検察官の違法拘留に対して、裁判所に「拘留取り消し請求」を提訴したのです。裁判所に対して、検察官が「逮捕状請求書」と「逮捕状」を提示して違法拘留でないことを立証した結果「拘留取り消し請求」が棄却されたのです。

裁判所が「拘留取り消し請求」を棄却した（疎明証拠）として「逮捕状請求書」と「逮捕状」（コピー）を添付したことで入手することができたのです。

本件は大蔵省「銀行局」の方針に従い、はじめから『この世に存在しない』詐欺事件話を警視庁捜査二課が「逮捕状請求書」を、デッチ上げ裁判所から「逮捕状」を不当に発布させたのです。

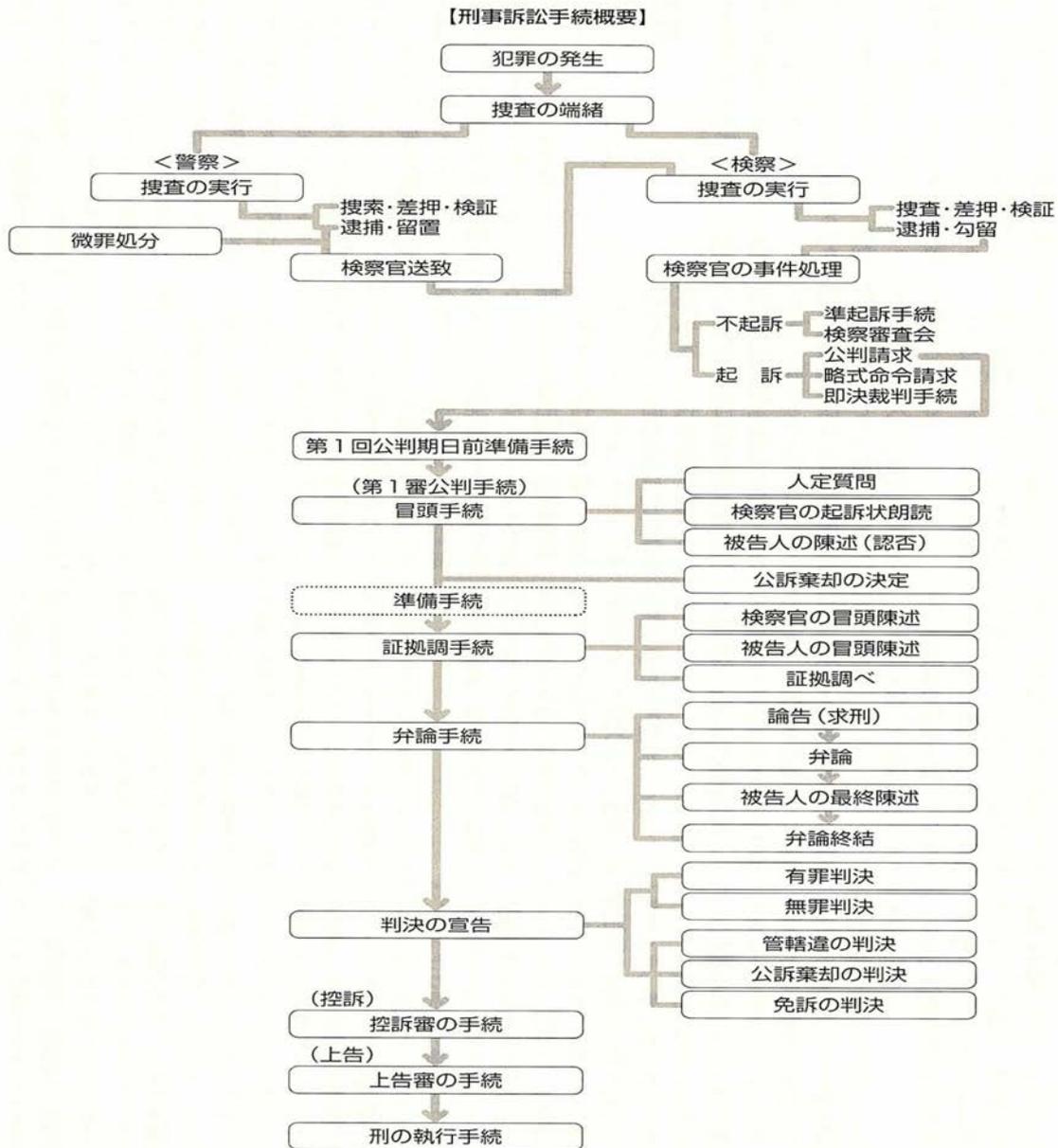
※ 我が国の憲法33条には{逮捕に対する保障}があり「誰でも、現行犯として逮捕されるとき以外は、権限をもつ裁判官（司法官憲）が発し、しかも理由となっている**犯罪事実を具体的に示している**令状によらなければ逮捕されない。

こうして、憲法で国民は守られているのです。

ところが、本件は大蔵省「銀行局」（政府）の指示で憲法を無視したのです。はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件をデッチ上げたのです。

驚愕（きょうがく）する事実！

本件詐欺事件は「犯罪の発生」が無い事実を告発します。



本件詐欺事件は、はじめから『この世に存在しない』即ち「犯罪の発生」が、ありません！

第2章から第5章で立証しています。参照ください。

東海銀行の告訴を受理した、警視庁捜査二課（警察）が、大蔵省「銀行局」（政府）の方針に従い、違法捜査を実行し銀行員個人が犯した『この世に存在しない』有印私文書偽造同行使詐欺罪の「逮捕状請求書」を捏造して「犯罪の発生」をデッチ上げたことです。

パートIIでは、柳検察官が違法捜査を実行し、銀行員と私が犯した『この世に存在しない』詐欺有印私文書偽造同行使罪の起訴状を捏造して「犯罪の発生」をデッチ上げ公判請求をしたことを立証します。

日本国憲法31条から38条を直視ください！

- 31条、{適正手続きの保証} 誰でも、法律の定める適正な手続きによらなければ、その生命や自由を奪われたり、またその他の刑罰を科せられたりしない。
- 32条、{裁判を受ける権利} 誰でも、裁判所で裁判を受ける権利をその意に反して奪われない。
- 33条、{逮捕に対する保証} 誰でも、現行犯として逮捕される以外は、権限をもつ裁判官（司法官憲）が発し、しかも理由となっている犯罪事実を具体的に示している令状によらなければ逮捕されない。
- 34条、{身体の拘束に対する保証・拘束の理由を確かめる保証} 誰でも、理由を直ちに告げられ、しかも直ちに弁護人に依頼する権利を与えなければ、身体を一時的にも継続的にも（抑留）継続的にも（拘禁）拘束されない。また、誰でも、正当な理由なければ、身体を拘束されないし、要求があれば、その理由は、直ちに本人と弁護人が出席している公開の法廷で示さなければならない。
- 35条、{令状に寄ることなく同意を得ずに住居や所持品を点検したり、さらに強制的に取り上げたりすることはできないことの保証}
- 36条、{拷問と残虐な刑罰の禁止} 公務員による拷問と残虐な刑罰は、絶対に禁止する。
- 37条、{公平な裁判による速やかな公開の裁判を受ける権利、反対尋問などの質問をする権利、国費で証人を請求する権利、弁護人を依頼する権利}
- ①すべての刑事事件において、被告人は、一方にかたよって公平でないといふことのない裁判所による速やかな公開の裁判を受ける権利をもつ。

②刑事事件の被告人は、すべての証人などに対して、反対尋問その他の質問をする機会を十分に与えられ、また、国の費用で自分のために強制的手続きにより、証人などを呼ぶことを請求する権利をもつ。

③刑事事件の被告人は、つねに、資格をもつ弁護人を依頼することができる。被告人は貧困その他の理由により自分で弁護人を依頼することができないときは、国でつける。

38条、{黙秘権の保証・証拠にできない自白}①誰でも、自分に不利益なことを供述するように、強いられない。②肉体的にももしくは精神的に、自由な意思決定を妨げられてした自白は、証拠にすることができない。③誰でも自分に不利益な証拠が本人の自白だけである場合には有罪とされない。

憲法を無視した、無法国家の「証」を検証してください。

憲法を無視した「逮捕状請求書」を検証ください。

様式第一二号 (昭和二十九年四月二日)

列紙のとおり 被疑事実の要旨	捜査報告書 告知状 供述調書 捜査関係事項照会回答書	逮捕状請求書(甲) 下記被疑者に対し、 有印私文書偽造 同行儀・詐欺 被疑事件につき、 逮捕状の発付を請求する。 昭和三十一年一月二〇日 警視庁万世橋警察署 警視庁第九九番第一二二番 刑事第二課 司法警察官 北田 俊 裁判官殿
	捜査報告書 告知状 供述調書 捜査関係事項照会回答書	氏名 室岡 克典 年齢 不詳(元金融ブローカー) 職業 不詳(元金融ブローカー) 住所 一か月 七日を超える有 効期間を必要と するときは、そ の期及び事由 引致すべき官公 庁又はその他 の場所 逮捕状を最速で 変更しうる 逮捕状を最速で 変更しうる 逮捕状を最速で 変更しうる

大蔵省「銀行局」の方針に従い、警視庁捜査二課は「逮捕状請求書」の被疑事実を、はじめから『この世に存在しない』有印私文書偽造同行使詐欺、話と承知して東京簡易裁判所から逮捕状を発布させた。

『警視庁捜査二課』（P95）～（P96）を検証ください。

二人の逮捕状を取るまでの二カ月は連日、深夜まで銀行の帳簿捜査でした。朝から晩まで銀行の伝票と戦いました。高血圧になって一時入院したり身体を壊して現場から離脱したりする捜査員が続出しました。とにかく、私でも経験したことのない忙しい捜査なのです。

そこまで必死になったのは、これが捜査二課の威信をかけた捜査だったからです。大型事件を次々と挙げる東京地検特捜部に対して、一矢報いなければという強烈な思いがわれわれの中にはありました。一刻も早く二人の逮捕状を取ることが至上命令だったのです。

必死になったもうひとつの理由は、富士銀行捜査班に対するライバル意識です。同じ二課のなかで、同じような案件を扱う捜査班に負けるわけにはいかないのです。

そうして着手から二カ月後、ついに逮捕状を取るところまで漕ぎ着けました。ノンバンクから被害届は取れなかったものの、試行錯誤の末、ノンバンクに対する詐欺ということで逮捕状を請求することにしましたのです。

逮捕状を請求する際に裁判所に提出する疎明資料は、かつてないほど膨大なものでした。参考人の供述調書や捜査報告書、そして関係する銀行の帳票類など、段ボール箱で優に二〇箱になる資料を裁判所に持ち込んだのです。

裁判官はその証拠資料を見てただ一言ですが、言ってくれました。「大変な事件を短期間にまとめられ、本当にご苦労さまでした」と。

それくらい忙しい逮捕状請求でした。証拠はガッチリ確保している自信がありました。こうして山本とブローカー・杉岡の逮捕状を取って、海外手配をしました。この海外手配は、赤軍派事件以来の、第一級手配だと聞かされました。

『警察の闇』警視庁捜査二課がデッチ上げ『闇』。

P95 『「そして着手から二カ月後、ついに逮捕状を取るろまで漕ぎ着けました。ノンバンクから被害届は取れなかったものの、思考錯誤の末、ノンバンクに対する詐欺ということで逮捕状を請求することにしましたのです。」』

これで警視庁捜査員が平成3年9月30日、（着手から二ヶ月後、）富士銀行赤坂支店事件同様に東海銀行秋葉原支店事件を『思考錯誤の末、ノンバンクに対する詐欺ということで逮捕状を請求する』デッチ上げた「職務犯罪行為」を暴露したのです。

告訴状は各銀行からであり、当然被害者は銀行です。『ノンバンクから被害届は取れなかったものの、思考錯誤の末、ノンバンクに対する詐欺ということで逮捕状を請求することにしたのです。』捜査当局は2ヶ月間、誰が被害者かも分からず、知らず、事件捜査したことを暴露した暴露本です。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、警視庁捜査二課が銀行内の預金担保融資取引で加害者銀行員が「協力預金」名下の融資取引を行い被害者「ノンバンク」から巨額な融資金を騙し取った、有印私文書偽造同行使詐欺罪を思考錯誤の末、机上でデッチ上げた「職務犯罪行為」を暴露したのです。

記載されてる『逮捕状を請求する際に裁判所に提出する疎明資料は、かつてない膨大なものでした。参考人の供述調書や捜査報告書、そして関係する銀行の帳票類など、段ボール箱で優に二〇箱になる資料を裁判所に持ちこんだのです。』そして（着手から二ヶ月後）平成3年9月30日銀行員個人の逮捕状が発布されたのです。

重要な事実です。私の逮捕状は前述したように平成3年11月20日です。銀行員と同じ平成3年9月30日ではないのです。前述したように金融機関内で全て処理する『有印私文書偽造同行詐欺』話『銀行の闇』に私は登場する場所がないのです。

『関係する銀行の帳票類など、段ボール箱で優に二〇箱になる資料』があるとすれ「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」の民事取引を立証しています。

平成3年11月20日付け「逮捕状請求書」はデッチ上げです。

当然のこと東京簡易裁判所の裁判官（司法官憲）高月 亮二は逮捕状を発布することは憲法違反であり発布できません。

裁判官（司法官憲）高月 亮二の職責放棄！

※ 我が国の憲法33条には {逮捕に対する保障} があり「誰でも、現行犯として逮捕されるとき以外は、権限をもつ裁判官（司法官憲）が発し、しかも理由となっている**犯罪事実を具体的に示している**令状によらなければ逮捕されない。

これが、高月 亮二の職務犯罪行為を立証した逮捕状です。

逮捕状(甲)

注意 本逮捕状は、同時に現場に於て差押票又は検証することから、被疑者の名簿を添付するべし、他人に 送致するときは、必ず注意を要する。 なお、この合状により逮捕され、被疑者は弁護人を選任することができる。	有の期間経過後は、この合状により逮捕に着手すること ができない。この場合には、これを当裁判所に返還しな ければならない。有の期間内であっても逮捕の必要がな くなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければ ならない。	被疑者の住居、職業、年齢、逮捕を許可する罪名、被疑 事実の要旨、被疑者を引致すべき場所及び請求者の官公 職氏名 有効期間 平成 三 年 二 月 二 〇 日迄	被疑者の氏名 室岡 克典
東京簡易裁判所 裁判官 高月 亮二	有の被疑者を逮捕することを許可する。 平成 三 年 一 月 二 〇 日	逮捕者の官 職氏名 警視庁 捜査第一課 警視庁 捜査第一課 第一係 係長 田一 義 警視庁 捜査第一課 第一係 係長 田一 義 警視庁 捜査第一課 第一係 係長 田一 義	別紙逮捕状請求書のとおり
送致する 年月日時 平成 三 年 二 月 一 日 午後 二 時 四 〇 分	引致の年月 日時及び場 所 警視庁 捜査第一課 第一係 係長 田一 義 警視庁 捜査第一課 第一係 係長 田一 義 警視庁 捜査第一課 第一係 係長 田一 義	逮捕の年月日 平成 三 年 二 月 二 〇 日 午前 二 時 〇 〇 分 南シブツ海上の八コク島 東京 赤 日本航空第七八便機内	送致する 年月日時 平成 三 年 二 月 一 日 午後 二 時 四 〇 分
送致する 年月日時 平成 三 年 二 月 一 日 午後 二 時 四 〇 分	送致する 年月日時 平成 三 年 二 月 一 日 午後 二 時 四 〇 分	送致する 年月日時 平成 三 年 二 月 一 日 午後 二 時 四 〇 分	送致する 年月日時 平成 三 年 二 月 一 日 午後 二 時 四 〇 分

本件は大蔵省「銀行局」の方針に従い、はじめから『この世に存在しない』詐欺事件話を警視庁捜査二課が「逮捕状請求書」を、デッチ上げ裁判所から「逮捕状」を不当に発布させたのです。

『真実』を暴露した『警視庁捜査二課』！

実は、警視庁捜査二課が「逮捕状請求書」をデッチ上げたことを立証できたのは「逮捕状請求書」をデッチ上げた張本人が『警視庁捜査二課』という違法捜査暴露本を出版したことなのです。

1991年（平成3年）12月17日逮捕され2008年（平成20年）10月2日、刑務所を出所した後、私を『真相』に導くように、当時（平成3年）の警視庁特別捜査本部捜査員が『警視庁捜査二課』（講談社刊著書萩生田勝）なる著書を出版した。

元警視庁警視、萩生田勝氏（平成3年警視庁特別捜査本部、東海銀行秋葉原支店事件捜査班、主任捜査員）が、当時（平成3年）の秋葉原支店事件を捜査した捜査状況を講談社が出版した『警視庁捜査二課』ノンフィクション本第三章バブル経済事件（東海銀行秋葉原支店不正融資事件）として、記載された内容が『リアル・ストーリー』暴露本（自白）となったのです。



警視庁に対して「誇りと無念を胸に秘めて」これこそ、萩生田勝氏が誇りを捨て『警察の闇』闇の執行人となり国策捜査を指揮し本件「詐欺事件」話を台本どおりデッチ上げた、張本人の暴露本（自白）だったのです。

平成20年10月2日、私が「懲役11年」の謂れなき刑を満期で刑務所から社会復帰したわずか3ヶ月後、平成20年12月18日です。

はじめから『この世に存在しない犯罪』話を「逮捕状請求書」でデッチ上げた張本人が『警視庁捜査二課』を出版したことで、今まで、解明できなかった下記①から③を解明することができたのです。

記

- ①、平成3年9月18日、膨大な帳票類を用いて検察官立証証拠（甲129号証）を萩生田勝・川畑一廣・青木映が作成したものです。
- ②、平成3年12月26日、任意提出書を後にご検証をお願い致します。
- ③、平成4年1月16日、東海銀行とノンバンクは「債権譲渡契約書」を締結。

債権譲渡契約書が証明した本件詐欺事件の不存在！

本件詐欺事件にかかわる詐欺の公訴事実は、「銀行員が有効な質権設定承諾手続をとるつもりがないのにこれがなされて貸付金の回収が確実になされるものとノンバンクを欺こうとし、その旨誤信させて融資金を騙取した」というのである。

しかし、東海銀行が「約束手形債権」（CP）金融商品一式、を有効であるとして、事務処理を行ったのであるから、オリックスアルファは「約束手形債権」（CP）金融商品一式を用いた秋葉原支店への融資金の回収は確実になされたのです。

柳検察官の主張する犯罪構造、協力預金名下の預金担保融資も犯罪取引構造「オリックスアルファ⇔ウェイアウトスポーツ」の取引は存在しないのである。

このように断言することができたのは、平成20年12月18日、萩生田氏が『警視庁捜査二課』を出版してくれたからです。

これまでは、色々な証拠で『国家犯罪』を解説していました。ところが『警視庁捜査二課』を解析する作業で色々な証拠が繋がりました。2008年（平成20年）から13年かかりました。

東京拘置所・刑務所で追及した、柳検察官はノンバンクから騙し取った融資金を「使った」から「犯罪だ！」そう決めつけて本件詐欺事件をデッチ上げたのです。

オリックスアルファが平成3年6月13日融資に用いた「原資金」と取引関係書類を平成3年12月26日から平成4年1月7日までは捜査当局が所持して返還した。

平成4年1月16日 東海銀行とオリックスアルファが「債権譲渡契約書」を締結した時まで所持している。そうであれば『警視庁捜査二課』（P95）～（P96）は大嘘、デッチ上げ、取引書類がない！オリックスアルファは被害者になれない！どうしても萩生田氏を民事法廷に引きずり出して、法廷で尋問すれば、証言が記録に残ると考えたのです。

私は、刑事弁護をしてくださった弁護人と連絡を取りました。

萩生田勝氏と講談社に対して「名誉毀損の損害賠償請求」を行いたいと相談しました。弁護人は「負ける」と言いました。私は「負けていいです」この裁判の目的は法廷で萩生田勝氏に①～③を確認することだったのです。

弁護人は、私の目的を理解してくれました。

弁護人と『警視庁捜査二課』記載内容を検討、協議し、平成21年8月28日萩生田勝氏と講談社宛に「記載事実」の誤りで「身が危険」にさらされている「名誉毀損」として、抗議文を内容証明で出しました。

萩生田勝氏と講談社の回答書が納得出来ず「事実確認」が必要と考えて、平成22年2月25日、東京地裁民事部に萩生田勝氏及び講談社を相手として「名誉毀損の損害賠償請求」を提訴したのです。

記載内容を抜粋して提示する。

東海銀行巨額不正融資事件

警部補時代に私が扱った最高・最大の事件は、バブル崩壊に伴う一連の金融機関の詐欺事件です。なかでもデカかったのが、東海銀行秋葉原支店の支店長代理・山本（仮名）らを逮捕した一四五〇億円もの巨額不正融資事件です（一九九一・平成三年逮捕）。

この巨額不正融資事件の主犯は、当時三八歳の支店長代理にすぎない男でした。ただし、事件の背後には、四一歳だった杉岡（仮名）という正体不明の金融プロローガーがいました。

事件のあらましは、融資を受けたい企業に対して山本は質権設定承諾書を偽造してやり、それをノンバンクに持ち込んで金を引き出す。その金を山本は、三〇億、五〇億、一〇〇億という単位で無造作に企業に融資し、ついには回収不能になったというものです。

山本は融資先から一件五パーセントのマージンを得ていました。マージンはすべて現金です。たとえば得意先に一〇〇億円融資をすると、山本の懐に五億円の現金が入ってくるという仕組みです。受け渡しはいつも池袋にあるホテルでなされていました。それまでの金融界、そしてわれわれ捜査二課の常識では想像もできない事件でした。

山本が融資した金額が一四五〇億円です。その五パーセントですから、一行員にすぎない彼ら

手元に、一年間で七二億円のキャッシュが入っていました。片や信用金庫では、一〇億円以上の金額は桁が多すぎてコンピュータの端末が対応できず、手書きで銀行元帳に記入していた時代です。バブルというのはそれくらい急激に膨らみ、異様な額の金が飛び交っていたのです。これが狂乱のバブルの実相です。

事件は新聞のスクープにより発覚しました。記事が出た当日、東海銀行本店では朝一番で秋葉原支店に山本の出頭を命じました。しかし山本は、命令を無視し、すぐさま海外に逃亡してしまいました。やはり「いいホシ」は逃げるのです。

渡航先はイタリアになっていました。しかし後に判明しますが、これは偽造パスポートを使って身代わりをイタリアに渡航させていただけで、現実にはタイに逃亡していました。偽造パスポートは簡単に作れるのです。

捜査二課では一九八九（平成元）年八月、バブル事件の特別捜査本部を設置しました。東海銀行だけではなく同種事案が富士銀行赤坂支店でも発覚したからです。富士銀行事件は七〇〇億円くらいの事件でしたから、東海、富士両行でおおよそ二兆円に近い詐欺事件でした。これにより二課は全員がバブル事件に専従しました。私の経験上、それほど布陣で臨んだ事件は後にも先にもありません。

私は当時、立川分室という国立市にあった捜査二課の分室で、贈賄事件の内偵捜査をしていました。本部に駆り出されて東海銀行班を担当しました。それまで私は「ノンバンク」という言葉すら聞いたことがありませんでした。ですから、ノン

二人の逮捕状を取るまでの二カ月は連日、深夜まで銀行の帳簿捜査でした。朝から晩まで銀行の伝票と戦いました。高血圧になって一時入院したり身体を壊して現場から離脱したりする捜査員が続出しました。とにかく、私でも経験したことがない忙しい捜査なのです。

そこまで必死になったのは、これが捜査二課の威信をかけた捜査だったからです。大型事件を次々と挙げる東京地検特捜部に対して、一矢報いなければという強烈な思いがわれわれの中にはありました。一刻も早く二人の逮捕状を取ることが至上命令だったのです。

必死になったもうひとつの理由は、富士銀行捜査班に対するライバル意識です。同じ二課のなかで、同じような案件を扱う捜査班に負けるわけにはいかないのです。

そうして着手から二カ月後、ついに逮捕状を取るところまで漕ぎ着けました。ノンバンクから被害届は取れなかったものの、試行錯誤の末、ノンバンクに対する詐欺ということで逮捕状を請求することにしたのです。

逮捕状を請求する際に裁判所に提出する疎明資料は、かつてないほど膨大なものでした。参考人の供述調書や捜査報告書、そして関係する銀行の帳票類など、段ボール箱で優に二〇箱になる資料を裁判所に持ち込んだのです。

裁判官はその証拠資料を見てただ一言ですが、言ってくれました。「大変な事件を短期間にまとめられ、本当にご苦労さまでした」と。

それくらい忙しい逮捕状請求でした。証拠はガッチリ確保している自信がありました。こうして山本とブローカー・杉岡の逮捕状を取って、海外手配をしました。この海外手配は、赤軍派事件以来の、第一級手配だと聞かされました。

海外手配をしてからも小野正博捜査二課長は焦っていました。私のところにたびたびやってきては、嘆きを言っていくのです。

「萩生田さん、なぜ逮捕できないんですか？ 警視庁も力がないですね」

私はそのつど、反論しました。

「海外のどこにいるんだか見当もつかないのに、国内でイライラしていたつどうにもならないだろう。海外出張もさせないで、それでも課長かい」

私は仕事に関しては上司も部下も関係ないという考えの持ち主なので、言いたいことはストレートに上司にぶつけていました。

ブローカーの杉岡は、山本と二緒に逃亡していました。ブローカーといっても、杉岡の目々の出勤先は某銀行の某支店、それも支店長室でした。銀行に融資を申し込んだものの、審査が通らなかつた企業経営者に対し、銀行が紹介するのが杉岡だったのです。

杉岡は支店長室を独占して、そこで融資を受けたがっている経営者と面会します。杉岡の手足として動いていたのは、その支店の次長です。今では考えられない関係でした。

杉岡の融資のやり方は、「一億円の融資なら金利は六〇〇万円」といったものです。ですから一億円を借りたことになっている経営者の手元に渡るのは、実際には四〇〇万円だけということになります。とんでもない手口です。それでもこの時代、多くの経営者が列をなし、杉岡詣でをしていたのです。

(P107)

それまでエリートとして人生を歩んできた人間は、その辺の「基本」から叩き込んでいかないとまともな調べが始まらないのです。

ただ、もともとは優秀な銀行員だっただけに、事件の内容や杉岡との共謀事実、海外逃亡してから成田に着くまでの経緯について説明させると、よく憶えているのです。一方の杉岡が完全否認することは分かっていたので、山本の供述は重要でした。そこで二日かけて、杉岡との共謀事実と詳しい会話内容、そして逃亡中の出来事などを軸に、計一〇〇枚ほどの上申書を作成させました。完璧な出来でした。供述調書もいいものができたので、「これで完全否認の杉岡の起訴もできる」と確信しました。

見込みとおりでした。裁判でも杉岡には懲役一四年の刑が確定しました。これも二日間で作成した一〇〇枚に及ぶ山本の上申書の成果です。一つひとつ表をとりましたが、山本の供述に嘘はありませんでした。やはり頭は相当に切れる男だったのです。

そもそも山本は、大阪大学を卒業して入行した、エリート行員でした。ところが成績主義のプレッシャーが厳しく、毎日が「針のむしろ」状態に置かれていたことで、だんだんと仕事に嫌気が差したのだと言いました。そこに、女房がガンで余命幾ばくもないと告げられた。それから自暴自棄になり、営業に出て毎日パチンコ屋に入り浸るようになっていたのです。そんなときに杉岡と出会いました。気づいたときには、とてつもない大事件の主犯になっていたというのです。

107 * 第三章 パブル経済事件

杉岡と知り合って不正融資を重ねるようになってからは、金庫日の仕事が終わると杉岡とともにパチンコに飛んで豪遊し、月曜日の朝一番に成田に到着して銀行に出勤するという日々を、およそ一年にわたって続けていました。

杉岡はパチンコに飛ぶ際、いつも銀座のホステス五〜一〇人を引き連れていました。ホステスにはそれぞれ五〇〇万円の札束を新聞で包みガムテープでクルクル巻きにしたものを一つずつ持たせ、不法な形で現金を海外に持ち出していたのです。その金は、タイに住んでいた杉岡の父親に渡し、日本の警察や国税当局の目の届かないところで富を蓄積していたので、杉岡の父親は後にタイ警察が逮捕しました。

山本は、パチンコにコンドミニアムを購入し、そこに女を住まわせていました。山本が、融資した金庫から受け取ったバックマージンは、たった二年間で七二億円にも上りましたが、逮捕されたときには通帳を掻き集めても数千円ほどしかありませんでした。

実は上司には内緒でしたが、この数千万円は、事件の調べがすべて終わった後も山本の要求を汲んで、没収の手続きを取りませんでした。犯罪で得た金は没収するのが大原則ですが、犯罪で得た金がかん見極めるには、その金額はバックマージンの総額から見れば、あまにもわずかなものだったからです。

それが露見すれば、私はその時点をクビでした。しかし、山本には中学生の息子が一人いたのです。ガンを患った女房の命は風前の灯でした。そういう事情を考慮した上で武士の情けです。一人残される運命の息子のためでした。

その山本が不正融資からすぐに高飛びしたのに対し、杉岡は逆に、事件発覚直後タイから日本に帰国していました。再び海外逃亡を図るのは山本の高飛びから二日後でした。危険を冒してまで帰国したわけは、逃亡資金の捻出にありました。

杉岡はたった二日の間に、一億円銀行預金小切手五〇枚、つまり五〇億円分の小切手を街金庫で割り引き、現金を手に入れたのです。おそらく現在、都内のメガバンクの支店でも現金などあっても三億から五億というところでしょう。ところがパブル当時は、街金庫でも五〇億円の小切手を持つという間に現金を替えることができました。杉岡はその五〇億円の連打資金をボリ袋に詰め、銀座のあるビルに持ち込んだことまでは当時の捜査で判明しています。しかしそれからこの五〇億円がどうなったかは、残念ながら突き止めることはできませんでした。悔しい限りです。

終始一貫して否認した杉岡は、取り調べ中も取調官に言っていました。

「こうして調べ室に一日中いる間にも、あの五〇億は金利を生んでいるんだ。金利がいくらになつたかを計算していると、楽しくて楽しくて、取り調べなんて全然苦にならないよ。ああ、刑務所を出てからが楽しみだ。慌てる必要はないんだ。だから否認で行くよ」

ふてぶてしい、という形容詞は、きっと杉岡のためにある言葉なのでしょう。「大事件になればなるほど、ホシの逃亡資金を押さえないと逮捕してから必ず露分する」というのは、いつも痛感していたことです。

109 * 第三章 パブル経済事件

108

本来なら、保秘を徹底して捜査を進め、いきなり逮捕、というのがベターなのですが、このときのようにマスコミ先行となると、どうしてもホシに先手を打たれてしまいます。そうなる捜査のハードルは二段も三段も上がってしまうことになるのです。

110

本来なら、保秘を徹底して捜査を進め、いきなり逮捕、というのがベターなのですが、このときのようにマスコミ先行となると、どうしてもホシに先手を打たれてしまいます。そうなる捜査のハードルは二段も三段も上がってしまうことになるのです。

110

ただし私は、特別の場合を除いては取り調べを遅くまでやらないことを信条としていました。どんな大事件でも夜の七時か八時ごろには切り上げ、捜査本部が上がってくるのを常としていました。そんな早い時間にながってくる取調官はいませんか、はじめのうち管理官の露木さんは「どこか具合でも悪いんですか」と心配顔で尋ねてくれました。

「胃が痛くて調べにならないんだ」

そう答えながら、焼酎のお湯割りを飲んでいると、露木さんは再び心配して「大丈夫ですか」と気遣ってくるのです。

「これは無理して飲んでるの。管理官も一杯やれば」

私の誘いに露木さんも応じてきました。

私の仮病を露木さんは信用している様子でした。ところが四〜五日後、また取り調べを早めに切り上げて捜査本部が上がってくると露木さんに声をかけられました。

「萩生田さん、今日ほど悪いことにしますか？」

私の嘘を見抜いていたのです。若いになかなか立派でした。

取り調べの間は、私は千代田区準町の官舎に寝泊まりしていました。この時代に暖房もない、きわめて「優遇」された官舎でした。私と杉岡を担当している取調官、それに立ち会いの刑事など数名がここをねぐらにしています。

その官舎で杉岡の取調官がよく言っていました。

「萩さん、落とせなくて悪いな」

本心からの言葉に、私もいつも本音で返していました。

「アレは誰が調べても落ちるホシじゃあないですよ。パプルの力がああいう人間を作ったんです⁴⁴⁾

そうして捜査員同士、暖房の利かない部屋で夜中の二時、三時まで飲み続ける毎日でした。

東海銀行事件の捜査では、山本、杉岡の両名のほかに二人の共犯者である「出井ルート」の担当もやりました。

出井(仮名)というのは、荒川区にある運送会社のボンボン副社長のことです。この会社はトラック数百台を保有し、その地域の読売新聞の配送を一手に握っていた会社です。しかし副社長の出井は、いわゆる「社長のバカ息子」で、「時は金なりだ」と騙いて、パリの有名ブランド店本店で「店に陳列しているもの全部を現金で買いたい」と買ったという超のつくほどの虚け者でした。

ところが、ホシが馬鹿であればあるほど捜査というものはやりにくくなります。というのも、

111 * 第三章 パブル経済事件

ただし私は、特別の場合を除いては取り調べを遅くまでやらないことを信条としていました。どんな大事件でも夜の七時か八時ごろには切り上げ、捜査本部が上がってくるのを常としていました。そんな早い時間にながってくる取調官はいませんか、はじめのうち管理官の露木さんは「どこか具合でも悪いんですか」と心配顔で尋ねてくれました。

「胃が痛くて調べにならないんだ」

そう答えながら、焼酎のお湯割りを飲んでいると、露木さんは再び心配して「大丈夫ですか」と気遣ってくるのです。

「これは無理して飲んでるの。管理官も一杯やれば」

私の誘いに露木さんも応じてきました。

私の仮病を露木さんは信用している様子でした。ところが四〜五日後、また取り調べを早めに切り上げて捜査本部が上がってくると露木さんに声をかけられました。

「萩生田さん、今日ほど悪いことにしますか？」

私の嘘を見抜いていたのです。若いになかなか立派でした。

取り調べの間は、私は千代田区準町の官舎に寝泊まりしていました。この時代に暖房もない、きわめて「優遇」された官舎でした。私と杉岡を担当している取調官、それに立ち会いの刑事など数名がここをねぐらにしています。

その官舎で杉岡の取調官がよく言っていました。

「萩さん、落とせなくて悪いな」

本心からの言葉に、私もいつも本音で返していました。

「アレは誰が調べても落ちるホシじゃあないですよ。パプルの力がああいう人間を作ったんです⁴⁴⁾

そうして捜査員同士、暖房の利かない部屋で夜中の二時、三時まで飲み続ける毎日でした。

東海銀行事件の捜査では、山本、杉岡の両名のほかに二人の共犯者である「出井ルート」の担当もやりました。

出井(仮名)というのは、荒川区にある運送会社のボンボン副社長のことです。この会社はトラック数百台を保有し、その地域の読売新聞の配送を一手に握っていた会社です。しかし副社長の出井は、いわゆる「社長のバカ息子」で、「時は金なりだ」と騙いて、パリの有名ブランド店本店で「店に陳列しているもの全部を現金で買いたい」と買ったという超のつくほどの虚け者でした。

ところが、ホシが馬鹿であればあるほど捜査というものはやりにくくなります。というのも、

111 * 第三章 パブル経済事件

損得を計算せず、吹き込まれたことをただ一方的に信用してしまうからです。馬鹿に吹き込む相手は弁護士です。出井については有名な弁護士でした。

この弁護士の指示で、出井もまた海外に逃亡していました。それどころかこの弁護士は、関係者をことごとく海外に逃がしていたのです。中には著名な公認会計士もいました（後日、きつちり逮捕しました）。

そこまで手はずを整えた上で、この弁護士は出井や関係者それぞれ一人あたり数百枚にもなる上申書を、海外から警視庁に送りつけてきたのです。内容はもちろん「出井は無実」というもので、関係者たちの口裏もきれいに合わせてありました。

四)年の夏、共犯者の出井も逮捕したのです。ところが、イタリアでの司法手続きは困難を極めました。一連の書類をすべてイタリア語に翻訳し、送付しなければなりません。それだけではありません。イタリアでは裁判で刑が確定しても、出井が帰国したくないと証言すればそれ以上警視庁の力は及ばないのです。

このときはばかりは出井が馬鹿で助かりました。なんと出井は自ら帰国を希望したのです。おかげで、出井は日本で裁判にかけられることになりました。

その後の捜査、逮捕を経て、二年半を要した東海銀行の巨額不正融資事件は終結しました。この三人の事件を立証するため、ほかに会社社長やら公認会計士やらを多数逮捕しましたが、それらは事件の枝葉のことですので、ここでは割愛しましょう。

振り返ってみると、東海銀行事件は警視庁捜査二課にとつて、はじめて手がけたバブル崩壊に絡む事件でした。新聞の特ダネ記事を受けて立つ形の捜査でしたが、当初、捜査二課にはそんな捜査を引き受ける余裕も、そして知識も人材もありませんでした。

三流大学出や田舎の高卒の刑事には、そもそも持ち前の知識なんてこれっぽっちもありません。事件を受けてどれだけ関係者から話を聞き、そしてどれだけ関係書類を見せられても、一カ月も二カ月も、まったく理解できずに暗中模索の苦しい時間を過ごしているのが大多数なのです。

しかしこれが東京地検特捜部ならば、すぐに理解し、電光石火で検挙してしまうでしょう。警察と検察とは捜査員の質が違います。「巨悪は許さない」を公言する特捜部は、捜査二課の刑事から見れば、格好のいい、捜査をしています。

それに対して警視庁捜査二課は、超のつくくらい「低能力集団」です。しかし「特捜部に追いつけ追い越せ」という気概があります。最近はその気概が薄れているような気がします。

振り返ってみると、東海銀行事件は警視庁捜査二課にとつて、はじめて手がけたバブル崩壊に絡む事件でした。新聞の特ダネ記事を受けて立つ形の捜査でしたが、当初、捜査二課にはそんな捜査を引き受ける余裕も、そして知識も人材もありませんでした。

三流大学出や田舎の高卒の刑事には、そもそも持ち前の知識なんてこれっぽっちもありません。事件を受けてどれだけ関係者から話を聞き、そしてどれだけ関係書類を見せられても、一カ月も二カ月も、まったく理解できずに暗中模索の苦しい時間を過ごしているのが大多数なのです。

しかしこれが東京地検特捜部ならば、すぐに理解し、電光石火で検挙してしまうでしょう。警察と検察とは捜査員の質が違います。「巨悪は許さない」を公言する特捜部は、捜査二課の刑事から見れば、格好のいい、捜査をしています。

それに対して警視庁捜査二課は、超のつくくらい「低能力集団」です。しかし「特捜部に追いつけ追い越せ」という気概があります。最近はその気概が薄れているような気がします。

もかくその意地を張り通し、ときには特捜部をアツと言わせる事件を手がけてきたのです。

人間同士の絆なんでものは一朝一夕にできるものではありません。意気込んで事件に臨んで、成功することもありますが、惨敗するときもある。そんな苦しい思い、悔しい思いを何度も共有していくうちに、捜査員の間に、ある感覚が芽生えてきます。また厳しい捜査の中で競い、ぶつかってきた刑事たちが、いつしか互いを理解し合い、家庭生活までさらけ出すようになる。それが絆です。一人の落ちこぼれもなく絆でしつかりと結びついたチームは、少ない陣容であってもその数倍、あるいは数十倍の力を発揮するようになるのです。

捜査員の間にそういう絆が生まれたときは特捜部との勝負に勝てました。特捜部と違って捜査二課の強みは人海作戦にあります。ただし大規模な捜査本部が立ち上げられたとしても、中身は小さな集団の集まりです。小さな集団の結束が最も大事になります。

さらに時々の指揮官である捜査二課長と捜査員との信頼関係も不可欠です。その二つの絆が揃っていたから、東海銀行事件では勝利をつかみ取れたのだと思います。

もう一つ、事件が成功した大きな理由は「粘り」です。こう書くと、何カ月も休まず、あるいは毎日深夜まで捜査をすることが大事なんだと勘違いする人もいますが、私の言う粘りとはそんなものではありません。

ひとつには、証拠品を飽きるほど見つめるという態度です。実は証拠品を見ない刑事が増えていきます。各級指揮官のなかにもそんな人がいます。しかし証拠品には宝物が隠れています。飽きるほど証拠品を見て、これを生かすことが大事です。

証拠品を見ることを「ブツ読み」といいます。押収した証拠品のなかにたとえ事件に直結する資料が見あたらなくても可能性捨ててはいけません。証拠品のメモを何カ月も飽きることなく眺めていたとき、かろうじて読めるような、うっすらとした書き込みを発見したことがあります。そして、それが有罪の決め手になりました。そんな経験は幾度もあります。

ホシは、事件の決め手となるものを、どこかに必ず持っています。それが証拠品です。それさえ押さええられれば、ホシが真実を語らなくても、証拠品が教えてくれるのです。

そしてもうひとつ大切なのは、人の言うことをよく聞くことです。ちよつと経験を積むと、「一を聞いて十を知る」ではありませんが、そんな心境になってしまふのが刑事です。私もそうでした。そして、それが間違いないと気づくまでに数十年かかりました。人の話はとにかく聞くことです。捜査は分らないことばかりです。ですからまず聞くのです。

それから時間をかけて考え、また人の話を聞き、裏付けを取り、自分なりに勉強もする。そうしてやっと事件に取り組めるのです。そこに生まれてくるのが「粘り」なのです。

私は、刑事警察として過ごした三六六年間、この捜査員の「粘り」と「粘り」だけを頼りにし、そして最後は一縷の望みに賭ける思いで捜査を続けてきました。それが正しかったのか間違っていたのかは今でも分かりません。ただ私はそう信じてここまで来たのです。

法廷証言

平成24年6月11日 東京地方裁判所で、お互いに90分の証人尋問で当時の「事実確認」を証言した。

萩生田勝氏は、本件事件捜査の中心となって捜査指揮し事件認定した捜査員であり当時の捜査状況など記載事実を証言した。

(この法廷調書は全て希望する方に『室岡塾』で公開する。)

平成24年6月11日東京地方裁判所で行われた公判、萩生田証人が私の弁護人が行った反対尋問に対する証言で違法逮捕状請求を明らかにしたのです。

憲法違反を以下立証します。

ここで、裁判所による公判速記録（第2回口頭弁論）の一部を記載します。

速記録 (平成24年6月11日 第2回口頭弁論)		
<p>事件番号 平成22年(ワ)第7245号 本人氏名 萩生田 勝 原告代理人 本件記事の東海銀行事件ということですが、あなたからすると、記憶に基づいて、正確に、人に伝えなければいけないということですから、できるだけ正確にということを配慮したんでしょうね。 そうです。</p>	<p>だって裁判で原本がなかったら通用しないじゃないですか。 じゃ、原本もらったんですよね。 ええ。 95ページ、1行目、「二人の逮捕状を取るまでのその二ヶ月」とありますけれども、7月から9月までという意味ですか、これは、 まあ2か月間ですから、8月から10月という意味じゃないんですか。 ちなみに森本の逮捕状はいつで、室岡さんの逮捕状はいつか覚えてますか。 いや、覚えてません。 記憶を喚起するために質問しますが、森本氏は平成3年9月30日、室岡さんは平成3年11月20日、記憶してますか、してませんか。 記憶してませんね。 全然。 はい、目にもなんか、全然。 95ページの9行目、「ノンバンクから被害届は取れなかったもの、執行錯誤の末、ノンバンクに対する詐欺ということで逮捕状を請求することにしたのです。」とありますね。 はい。 先ほど事件が何罪になるか分からなかったけれども、ここでは、ノンバンクが被害者と、こういうことですか。 そうです。 詐欺の被害者だということになったんですか。 はい。 しかし被害届は取れなかったんですか。 はい。 なぜですか。 出さないからです。</p>	<p>どうして出さなかったんですか。 知りません。 どうして出さないと書っていたんでしょうか。 出さないというから・・・。 それ以上は追及しなかったんですか。 はい。 最後まで出さなかったんですか。 だから被害届がなくてもやっていたのでも、特に害はないと、検察庁と相談してやっています。 結果的には取らなかつたんですか。 はい。 次の、執行錯誤の求て、どういう意味なんですか。 執行錯誤ですね。 いろいろ検討した結果、ノンバンクに対する詐欺罪が成立すると、こうなったというわけですか。 はい。 これ何か上のほうからの指示とかいうのはあったんですか。 別にありません。 検定二議の判断ですか。 それと検察庁と、 検定検察官はどなただったんですか。 覚えていません。 あなた、直接担当しわけじゃないんですか、その検察官とは、 警部がいましたから、警部が担当しました。 その次、「段ボール箱で便に二〇箱になる資料を裁判所に持ち込んだのです。」と書いてありますね。これは先ほど言ったように原本を持っていったんですか。 原本です。 証拠物原本を持っていったということですか。 そうです。</p>
<p>中 略</p>		
<p>そこで私が言いたいのは、捜査としては、例えば、強制的な命令をもって差押え、捜索、押収等はしたんですかと聞いているんです。 やってません。 やる必要がなかったんですか。 はい。 これ原本だったんですかね、全部コピーできましたか、複製は、</p>		

注目していただきたいのが「段ボール箱で優に20箱になる資料を裁判所に持ち込んだのです。」これなのです。

弁護士 『その次「段ボール箱で優に20箱になる資料を裁判所に持ち込んだのです。」と書いてありますね。これは先ほど言ったように原本を持って行ったんですか。』

萩生田氏 『原本です。』

弁護士 『証拠物原本を持っていったということですか。』

萩生田氏 『そうです。』

この萩生田氏の証言の前にも『「だって裁判で原本がなかったら通用しないじゃないですか」』と証言しております。つまり、『「裁判で原本がなかったら通用しない」』とも『「段ボール箱で優に20箱になる資料を裁判所に持ち込んだのです。」』そして堂々と『原本です。』と証言しましたが完全な偽証です。

オリックスアルファは「約束手形債権」(CP)金融商品一式を所持しています。平成3年11月20日、逮捕状請求書の手続きを行った、取引関係書類(B)「**通知預金通知通帳**」と(D)「**質権設定承諾書**」は、捜査当局が、「約束手形債権」(CP)金融商品一式からコピー偽造した「職務犯罪行為」の「証」です。

萩生田氏の証言は偽証罪です。

(弁護士) 「原告のほうでは、事件の背後に金融ブローカーがいたんだというような表現の仕方が気に入らないようなんですけれど、その辺りについてはどのようにお考えになります」

(萩生田氏) 「この事件は、ものすごい金額の事件で、毎週、室岡さん一行はバンコクへ行って豪遊したり、それから金を使う先をしらべた結果、何と言っても室岡氏が一番ということで、事件というよりは、やっぱり金がどこに行くかと

ということが問題であって、だから事件の背後に、ということになっていると思います。」

(弁護人) 「1450億といたしましたかね、巨額の、億単位を超える詐欺事件である、その金がどこに行ってどう使われたのかということ

を重視するべきだと。」

(萩生田氏) 「そうです。それと日常の行動ですね、態度。」

簡単に説明すれば、「詐欺事件」の事実認定は、これだけ巨額預金が銀行外に流出した。「使った」事実こそ犯罪と証言したのである。

本当にビックリしました。天下の講談社の弁護人と元警視庁警視の方が堂々と詐欺の罪状認定を「それから金を使う先をしらべた結果、何と言っても室岡氏が一番ということで、事件というよりは、やっぱり金がどこに行くかということが問題であって」と宣誓した上で証言した。

この裁判で世の中が本件事件をどう見ているのかははっきりしました。

皆様この元警視庁警視の証言「それから金を使う先をしらべた結果～やっぱり金がどこに行くかということが問題であって」これ間違っていますよね

間違っています！

捜査の基本は、「何の金を使ったのか」使われた1450億が何の金なのか、何を原資金にした1450億なのか厳格な証拠で特定するのが捜査の基本です。

本件詐欺事件を大蔵省「銀行局」がデッチ上げ目的は、銀行が私設造幣局になり銀行ぐるみ銀行のダミー預金者名義で何千億も作り上げバブル景気に湧く各市場で運用した拳句に銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額な「数字」の損失金を隠蔽することだったのです。

皆様が余りにも司法機関（警察・検察）を信頼し切っています。

つまり「有罪」の内容など無関心なことが、マネーゲーム「国政と金」利権政治この暴挙を見逃す理由と気が付きました。

政府の方針、内閣の指示であれば大蔵省「銀行局」は、自ら犯した国際金融政策の大失態を隠蔽する、隠蔽しなければ国が滅びます。『銀行の利益を護る』ことが『国益に値する』という大義名分があれば、国法だろうと人権だろうと何でも無視します。

ここではっきり断言できることは「何の金を使ったのか」この「原資金」を警視庁捜査二課・柳検察官・裁判官が知ったからこそ『国家犯罪』を国民に隠蔽したのである。

私は「裁判所に提出した疎明資料」が「原本」か、全てコピー偽造された「疎明資料」なのか法廷で萩生田勝氏、本人に確認しました。公判調書には萩生田勝氏が取引関係書類を「原本」と証言した記録が残っています。

この証言で警視庁捜査二課の「コピー偽造」が立証された。

(P107)

それまでエリートとして人生を歩んできた人間は、その辺の「基本」から叩き込んでいかなないとまともな調べが始まらないのです。

ただ、もともとは優秀な銀行員だっただけに、事件の内容や杉岡との共謀事実、海外逃亡してから成田に着くまでの経緯について説明させると、よく憶えているのです。一方の杉岡が完全否認することは分かっていたので、山本の供述は重要でした。そこで二日かけて、杉岡との共謀事実と詳しい会話内容、そして逃亡中の出来事などを軸に、計一〇〇枚ほどの上申書を作成させました。完璧な出来でした。供述調書もいいものができたので、「これで完全否認の杉岡の起訴もできる」と確信しました。

見込みとおりでした。裁判でも杉岡には懲役一四年の刑が確定しました。これも二日間で作成した一〇〇枚に及ぶ山本の上申書の成果です。一つひとつ表をとりましたが、山本の供述に嘘はありませんでした。やはり頭は相当に切れる男だったのです。

そもそも山本は、大阪大学を卒業して入行した、エリート行員でした。ところが成績主義のプレッシャーが厳しく、毎日が「針のむしろ」状態に置かれていたことで、だんだんと仕事に嫌気が差したのだと言いました。そこに、女房がガンで余命幾ばくもないと告げられた。それからは自暴自棄になり、営業に出ても毎日バチンコ屋に入り浸るようになっていたのです。そんなときに杉岡と出会いました。気づいたときには、とてつもない大事件の主犯になっていたのです。

平成3年12月20日、驚かされたことは、銀行員が全く経験したことのない『この世に存在しない』本件詐欺事件話を「上申」するのですから恐ろしい「凶器」です。

私は「凶器」と表現します。この「上申書」こそ、萩生田勝氏（本人）が、大蔵省「銀行局」の方針に従い、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話を自らデッチ上げた『背景』を暴露したのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、警視庁捜査二課が『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』を隠蔽するため、多くの一般市民を「罪なき犯罪者」に仕立て上げ、その人たちの「人生を奪った」凶器だからです。

銀行員と、萩生田勝氏の司法取引で「上申書」をデッチ上げたことが、この著書自体で凶らずも暴露されたのです。そもそも「上申書」は法的な効果は何もありませんから裁判にも提示されません。

本件詐欺事件は銀行員が「汚れ役」を押し付けられて、悪いことなどしていないことを「上申書」で訴えるのなら分かりますが、はじめから『この世に存在しない』大嘘を「上申」させることが異常なのです。

萩生田勝氏が警視庁に対して「誇りと無念を胸に秘めて」これこそ誇りを捨て大蔵省「銀行局」の方針に従い、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の台本「上申書」（凶器）を作成してデッチ上げた、張本人の暴露本（自白）だったのです。

ネットでバブル経済事件（東海銀行秋葉原支店・富士銀行赤坂支店不正融資事件総額1兆円）を調べても何処にも出てきません。『報道機関の闇』マスコミは本件を警視庁「桜タブー」案件として、29年間も国際金融経済社会と国民を騙したのです。

今でも、内閣はコロナ感染症の『真実』を『国民』に隠蔽するため情報操作を続け『生命』を遊び、マネーゲーム「国政と金」オリンピック利権政治に明け暮れています。内閣が法を自由自在に操る「無法国家」亡国に突き進んでいます。

平成25年1月23日、判決、勝訴しました。

平成25年1月31日、萩生田勝氏及び講談社が控訴した。

平成25年4月22日、東京高等裁判所で控訴審が開廷され結審。

東京高等裁判所は、これ以上室岡氏の刑事事件証拠集めに協力はしない、控訴審の審理はせず、平成25年5月29日、判決「控訴棄却」が宣告された。

平成25年5月29日、午後1時10分です。東京高等裁判所822号法廷で裁判長の判決言い渡し「主文、控訴棄却」の宣告を受け、「名誉毀損損害賠償請求」に勝訴した。

平成25年6月15日、萩生田勝氏及び講談社が上訴せず勝訴確定、萩生田勝氏及び講談社から損害賠償金の支払いも受けました。

不当逮捕！

平成3年12月17日、午前2時03分、南シナ海上空の日本航空機内で、全く身に覚えのないノンバンクから100億円を騙し取った有印私文書偽造同行使詐欺罪の被疑者として私は、逮捕されました。

南国のタイから真冬の日本それも警察の留置場です。会社の顧問弁護士が来るまで寒さに震えていました。

接見禁止という法律で弁護士以外誰とも会うことも話すことも差し入れも何も出来ないのですから驚きです。

私の逮捕容疑は全く身に覚えがない、東海銀行秋葉原支店を舞台に、銀行員と私が共謀して、オリックスアルファから100億円を騙し取った「有印私文書偽造同行使詐欺」罪で逮捕されたのです。本件の「有印私文書偽造」罪は「質権設定承諾書」の偽造です。

銀行員は警視庁に留置され、私は警視庁万世橋署留置場に留置され、取調べは警視庁で行いました。全く身に覚えがない「詐欺事件」の取調べに対して何が起きたのか、何を話すのか、話が出来ないくらい面喰らう状況でした。

捜査員も「任せてくれ」「悪いようにしない」とか言いますが、任せようにも逮捕容疑が全く身に覚えのない「協力預金」話ですから任せられません。ですから完全黙秘しました。

私は、不法逮捕を訴えました。検察官の違法拘留に対して、裁判所に「拘留取り消し請求」を提訴したのです。

「逮捕状」を発布した裁判官（司法官憲）高月 亮二貴殿に公開質問する。

- ①貴殿は『被疑事実を立証した段ボール箱で優に20箱になる証拠（原本）を確認したのか？100億円の「協力預金」があるのか？間違いないか？

我が国の憲法33条には {逮捕に対する保障} があります。

貴殿は、憲法33条に違反した。

証拠は、

貴殿は、大蔵省「銀行局」の方針に従い『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』を隠蔽するため、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知して、全てコピー偽造された立証証拠で、逮捕状を発布した「職務犯罪行為」と断罪する。

世界中に、はじめから『この世に存在しない』被疑事実を段ボール箱で優に20箱になる証拠をコピー偽造してデッチ上げた「逮捕状」で、逮捕された「人間」として、告発する。

貴殿が「職務犯罪行為」と承知して「逮捕状」を発布したことが、大蔵省「銀行局」が東海銀行（現三菱UFJ銀行）と図った、総額660億4243万円の国際保険金詐欺の端緒という事実です。（第4章を参照ください。）

貴殿が法に則して「逮捕状請求書」を判示していれば、絶対に「逮捕状」を発布することはできない。大蔵省「銀行局」の方針という大義名分があろうと、貴殿が発布した「逮捕状」で、どれだけの人間を闇に引きずり込み「29年の時と財産」を奪い取ったことを自覚すべきです。

平成4年1月7日起訴され同日、再逮捕され平成4年1月28日、同様にノンバンクから「30億円を騙し取った」話をデッチ上げられて追起訴（二）された。

我が国「法治国家」であれば、平成4年1月16日、東海銀行とオリックスアルファが締結した「債権譲渡契約書」に則して、民事不介入の大原則がありますから、私は釈放されています。平成4年1月28日、『室岡だけがねらいだから！』『ただ、室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ！』ねらいどおり追起訴したのです。

私を、釈放すれば「無法国家」を立証した、政府も警視庁も検察庁も裁判所も崩壊します。警視庁も検察庁も裁判所も闇の執行人となり『室岡だけがねらいだから！』『ただ、室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ！』これしかないのです。

悲しいことです。マネーゲーム「国政と金」利権政治に取り憑かれた政府は、国民を護ることが「国益に値する」など忘れさり恥も外聞もなく利益追求だけです。

証拠は、

平成4年2月5日、何を血迷ったのか東海銀行副頭取瑞岩 戌氏が、東京地方裁判所民事九部に私の住友銀行住友ツインビル支店に有った預金12億8300万円の「債権仮差押命令申立書」を提訴したのです。何故？何の理由で？何の根拠で？信じられない提訴です。

真剣に柳検察官の起訴『この世に存在しない100億円もの協力預金』話を本気で潰さないと「犯罪者」に仕立て上げられ「財産」を奪い取られる恐怖と不安で顧問弁護士に費用は関係ない刑事と民事のスペシャリストを集めるよう怒鳴りまくり指示しました。

やっと人権派として著名な小松先生と永山先生を中心にした5人の弁護士が真剣に私の話を聞いてくれ弁護を引き受けてくださいました。

弁護人は、平成3年7月29日、東海銀行が銀行員個人を告訴し平成3年9月30日逮捕状が発布された後、平成3年11月20日、私の逮捕状が発布され平成3年12月17日、逮捕・起訴されている状況を真剣に聞いてくれ自分達で裏取り調査をしました。

全く違うマスコミ情報を現地調査するため弁護人4人が、タイ王国に行きました。私と銀行員の行動と生活状況を現地スタッフ、運転手、ボディガードなどから聞き取り調査をしたのです。

弁護団会議で平成3年7月29日、東海銀行副頭取瑞岩成氏が記者会見で公表した告訴と検察官立証証拠（甲1号証）東海銀行の「告訴状」と平成4年2月5日東海銀行副頭取瑞岩成氏が提訴した、預金12億8300万円の「債権仮差押命令申立書」を見て「告訴状」と全く違う東海銀行の疎明書類に全員がビックリします。

裁判所で、公判検事検察官と公判準備をし検察官立証証拠に対して同意・不同意の打ち合わせで主任弁護人・副主任弁護人は、とんでもない検察官立証証拠を見たのです。我が国の憲政史上はじめて以来の、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の審理を法廷で行う異常な裁判を、主任弁護人・副主任弁護人は、知ったのです

29年の時をかけて『真実』を明らかにした。

平成4年2月5日東海銀行副頭取瑞岩成氏が、東京地方裁判所民事九部に私の住友銀行住友ツインビル支店に有った預金12億8300万円の「債権仮差押命令申立書」を提訴したことが、『真実』を明らかにしたのです。

それは「債権譲渡契約書」の存在なのです。

オリックスアルファは「約束手形債権」（CP）金融商品一式を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇄オリックスアルファ」を行い金利を得ただけの、民事取引を「債権譲渡契約書」が立証したことなのです。そうでしょう「債権譲渡契約書」がなければ絶対に『真実』は『闇』から『闇』に葬られていました。

重要な立証となります。

まさに『**天網恢恢疎にして漏らさず**』です。

平成4年2月5日、東海銀行が東京地方裁判所民事9部に私が取引している住友銀行住友ツインビル支店にある預金12億8300万円を「債権仮差押命令申立書」の提訴をした。

この東海銀行の提訴が「粉飾決算」と「国際保険金詐欺」を暴露することになったのが『債権譲渡契約書』の存在です。平成5年6月21日東海銀行が立証証拠として『債権譲渡契約書』を提示しなければ『真実』は、闇から闇に葬られていた。

平成4年2月5日、東海銀行副頭取 瑞岩 成が私が取引している住友銀行の預金12億8300万円を「国際保険金詐欺」を企て東京地方裁判所民事9部に「債権仮差押命令申立書」を偽造し不当な提訴をした。

平成5年3月31日、東海銀行副頭取 瑞岩 成が東京地方裁判所民事部に287億円の損害賠償請求などという保険金で損失補償を企て不当な提訴をした。

平成5年6月21日、東海銀行が民事訴訟の法廷に原告の立証証拠として「証拠説明書」を提出した。この中に「債権譲渡契約書」が存在していたのです。

つまり、平成5年3月3日大蔵省「銀行局」の方針に従い、柳検察官が平成3年6月28日、追起訴（三）総合ファイナンスサービスから協力預金の借受名義人株式会社出島運送が150億円を騙し取った「詐欺、有印私文書偽造同行使」話第二幕、をデッチ上げ起訴した。

東海銀行が打ち合わせどおり、平成5年3月31日、東海銀行副頭取 瑞岩 成が東京地方裁判所民事部に287億円などという損害賠償請求金額をデッチ上げたのです。もうマネーゲーム「国政と金」利権政治の好き放題です。

検証してください！

平成4年2月5日、東海銀行が裁判所に提訴した「債権仮差押命令申立書」。



債権者が東海銀行です。債務者は、室岡克典です。第三債務者は住友銀行住友ツインビル支店です。

申立の理由

一、被保全権利

- 一、申立外森本亨は、この『申立外森本亨』とは本訴訟に関係ないことです。債務者は右森本共謀して、次のような所為によって債権者に対して金100億円相当の損害を与えたものである。全く違う大嘘です。第5回『室岡塾』を観てください。大嘘を証拠で暴いています。

た上、金二五億円宛の二口にわけて、株式会社住友銀行住友ツインビル支店のウエイアウトスポーツの普通預金口座（口座番号一六五二八）に振込んだ（疎甲第五号ないし七号）。本来、前記質権設定承諾が正当になされていれば、同時に対象通知預金に対し払い出しを禁止する旨の情報が入力されて、右のような預金の解約払戻しは不可能となるのであるが、質権設定承諾書が偽造されたものであるため、コンピュータへの情報入力が行われず、債権者が不知の間に森本によってほしいまま払戻されてしまったものである。

4、以上と同じ日である平成三年六月一日、申立外有限会社マツシユについても以上と同じ手口で金五〇億円の通知預金が作られ、質権設定承諾書が偽造され、以上と同じ同月二〇日に通知預金が払い出され、同じく住友銀行住友ツインビル支店の有限会社マツシユの普通預金口座（口座番号一六五三九）に金二五億円宛の二口にわけて振り込まれている（疎甲第八号ないし一四号）。

二、債務者の経歴等については詳かにしないが、秋葉原支店における本件不正事件発覚後直ちに森本とともにタイに逃亡していること、森本と共謀して、本件の金一〇〇億円を詐取してとして逮捕状が出され、平成三年一月一七日共にタイで逮捕され、平成四年一月七日起訴され、同日さらに金三〇億円を詐取した容疑で共に再逮捕されたこと、その他の事実を総合すれば、債務者が森本と共犯関係にあるとみざるをえず、債権者は債務者に対し金一〇〇億円の損害賠償請求権を有していることになる。

三、ところで、本件において解約払い戻された合計金一〇〇億円のうち金五〇億円は第三債務者の住友ツインビル支店のウエイアウトスポーツの普通預金口座番号一六五二八に、また金五〇億円は同支店のマツシユの普通預金口座番号一六五三九にそれぞれ振り込まれ、ウエイアウトスポーツの口座に金二億九千二百余万円、マツシユの口座に金二百五十余万円が現存している。

ウエイアウトスポーツは平成三年五月一〇日に吉川一が取締役役に就任し、代表取締役になった旨の登記がなされている。ちなみに従来の取締役

四名については平成三年六月一日解任した旨登記されている。しかしながら常勤・非常勤をとわず、社員は一名もおらず、実体的ない会社であり（疎甲第一五号の一、二、第一八号の一、二参照）、またマツシユは坂井修一が代表取締役になっているが、衣料品販売の資本金三〇〇万円の有限会社である（疎甲第一六号の一、二）。また株式会社エーデルの普通預金口座に金二億円の普通預金が存在するが、株式会社エーデルは、もと新井電気工事株式会社と称していたが、昭和六一年六月頃事実上倒産し、昭和六二年商号を株式会社エーデルに改め、役員も再三入れかわったが、昭和六三年一二月再度取引停止処分を受け、本店所在地にも該当する会社は存在していない（疎甲第一七号の一、二）。以上はいずれも債権者とは全く取引関係がなく、債務者が詐取して資本をプールするための受け皿として開設した口座で、右口座に存在する預金は他人名義にかかわらず、債務者に帰属するものとみざるをえない。

第二

一、債務者は森本と共謀して一五通の質権設定承諾書を偽造して、オリック

スアルファノンバンク五社から不正融資をうけて、その総額は周知のとおり合計六七〇億円という莫大な額に達しており、債権者は各ノンバンクの強い要請をうけて、平成四年一月一七日その内金六二五億円をノンバンク各社に支払い、同額の損害を被っている。

二、他方本件で仮差押の対象とした各預金は、債務者が右不正融資によってえた不正な利得を債務者自身及び他人名義で預金したもので、いずれも真実の預金者債務者であると断じうる。このことはすでに第一の三で述べた事情、ウエイアウトスポーツの口座開設とマツシユのそれとがほとんど同じに行われていること、さらに捜査当局がこれら預金を債務者の隠し預金として把握していると思われること等により明らかである。

三、債務者は森本とともに平成三年一月一七日タイで逮捕起訴され、さらにもに再逮捕勾留中であるが、他に共犯者ないし関係者が複数いることがうかがわれるので、いつ本件各預金が払い戻され、隠匿されるやも知れず、一日も放置が許されない状況である。

四、債権者は御庁に対し、債務者らを相手方とする損害賠償請求訴訟を提起

すべく準備中であるが、本訴において勝訴判決を得ても、その実効をあげる事が不可能あるいは著しく困難となってしまうので、本仮差押の申し立に及んだ。

疎明書類

- 疎甲第一号証 受信票
- 疎甲第二号証 受信票
- 疎甲第三号証 通知預金申込書
- 疎甲第四号証の一 預金担保差入書
- 疎甲第四号証の二 質権設定承諾依頼書並に承諾書
- 疎甲第四号証の三 預金払戻請求書
- 疎甲第四号証の四 通知預金通帳
- 疎甲第五号証 解約請求書
- 疎甲第六号証 払戻請求書
- 疎甲第七号証 振込依頼票

- 疎甲第八号証 受信票
- 疎甲第九号証 受信票
- 疎甲第一〇号証 通知預金申込書
- 疎甲第一一号証の一 預金担保差入書
- 疎甲第一一号証の二 質権設定承諾依頼書並に承諾書
- 疎甲第一一号証の三 預金払戻請求書
- 疎甲第一一号証の四 通知預金通帳
- 疎甲第一二号証 解約請求書
- 疎甲第一三号証 払戻請求書
- 疎甲第一四号証 振込依頼票
- 疎甲第一五号証の一 商業登記簿謄本
- 疎甲第一五号証の二 調査報告書
- 疎甲第一六号証の一 商業登記簿謄本
- 疎甲第一六号証の二 調査報告書
- 疎甲第一七号証の一 商業登記簿謄本

東京地方裁判所民事九部 御中

債権者代理人弁護士
 松 嶋
 寺 澤
 同 正
 同 相 場 中



疎甲第一七号証の二 調査報告書
 疎甲第一八号証の一 調査報告書
 疎甲第一八号証の二 不渡情報
 疎甲第一九号証 新聞記事コピー
 疎甲第二〇号証 雑誌記事コピー
 疎甲第二一号証一ないし八 何れも新聞記事コピー
 疎甲第二二号証の一 報告書
 疎甲第二二号証の二 メモ

添 付 書 類
 一、商業登記簿謄本 一通
 二、資格証明書 一通
 三、委任状 一通

平成四年二月五日

当 事 者 目 録

千四六〇 名古屋市中区錦三丁目二番二四号/
 債 権 者 株 式 会 社 東 海 銀 行 /
 代表者代表取締役 岩 成 /

千一〇四 東京都中央区銀座二丁目一番四号
 富善ビル七階 電話三五四五―二六九一番
 債権者代理人弁護士 松 嶋 泰 /
 同 寺 澤 孝 /
 同 相 場 中 行 /

千一七一 東京都豊島区西池袋二丁目二二番
 債 務 者 室 岡 克 典

(送達場所)
 千一〇一 東京都千代田区外神田一―一―一三
 万 世 橋 警 察 署

千五四一 大阪市中央区北浜四丁目六番五号 /
 第 三 債 務 者 株 式 会 社 住 友 銀 行 /
 代表者代表取締役 巽 外 夫

(送達場所)
 千一〇四 東京都中央区新川二丁目二七番一号 /
 株式会社住友銀行住友ツインビル支店

仮差押債権目録

金一二億八千三百万円也
但し、左記各金員の合計額

記

一、金三億円也

但し、債務者が株式会社ウエイアウトスポーツ名義で第三債務者（住友ツインビル支店扱い）に対して有する普通預金（口座番号一六五五二八）債権

一、金三百万円也

但し、債務者が有限会社マッシュ名義で第三債務者（住友ツインビル支店扱い）に対して有する普通預金（口座番号一六五五三九）債権

一、金二億一千万円也

但し、債務者が株式会社エーデル名義で第三債務者（住友ツインビル支店

扱い）に対して有する普通預金（口座番号一五五九六六）債権

一、金三億八千万円也

但し、債務者が第三債務者（住友ツインビル支店扱い）に対して有する普通預金（口座番号一五六四四七）債権

一、金三億九千万円也

但し、債務者が第三債務者（住友ツインビル支店扱い）に対して有する定期預金（口座番号二一五三）債権

平成5年3月31日、東海銀行副頭取 瑞岩 成が東京地方裁判所民事部に287億円の損害賠償請求を提訴した。

平成5年6月21日、東海銀行が民事訴訟の法廷に原告の立証証拠として「証拠説明書」を提出した。

東海銀行提出の「証拠説明書」をご検証ください。

を支払った際、原告がオリックス・アルファから一括して交付を受けた書類一式である。」と主張したのです。

裁判所に証拠採用された「証拠目録」を検証ください。

原告					被告				
第2回 提出準備	第2回 提出準備	第2回 提出準備	第2回 提出準備	第2回 提出準備	第2回 提出準備	第2回 提出準備	第2回 提出準備	第2回 提出準備	第2回 提出準備
全額消首貸借 基本契約書	配達証明書 (葉書)	内容証明郵便	債権譲渡契約書	預金払戻所約 指状書	通知 預金通帳	質権改定 承諾依頼書	銀行預金担保差入証	約束手形	
第4回 提出準備	第4回 提出準備	第4回 提出準備	第4回 提出準備	第4回 提出準備	第4回 提出準備	第4回 提出準備	第4回 提出準備	第4回 提出準備	第4回 提出準備
不知	認	七の金の部分のみ 不知	不知	不知	不知	本人は初め より余り初め 不知	不知	不知	

裁判所

(甲号証) 証拠目録
この目録は、口頭弁論期日又は準備手続
各期日において行われた事項については、
各期日の調書と一体となるものである。

(原告 提出分)

東海銀行は、国際決済銀行(BIS)を欺いた秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で「銀行ぐるみ」銀行のダミー預金者名義を用いた「BIS規制8%」クリア操作を隠蔽するため「銀行員個人」が偽造した取引関係書類、甲18-5号証～甲18-9証及び甲18-10「債権譲渡契約書」で立証したのです。

※ これが「約束手形債権」(CP)金融商品一式です!

(1) 18の5号証約束手形とその裏書です。ご検証ください

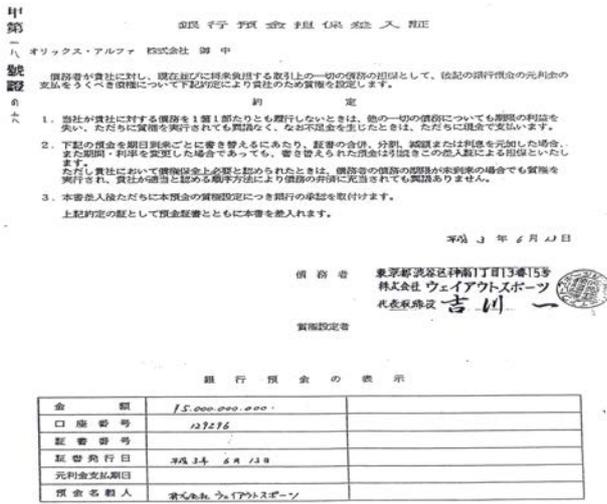


手形裏書平成4年1月16日を検証ください。債権譲渡契約日です。手形法に則した権利行使である。

オリックスアルファ(株)を裏書人として無担保で被裏書人東海銀行のほうに裏書譲渡した証左。

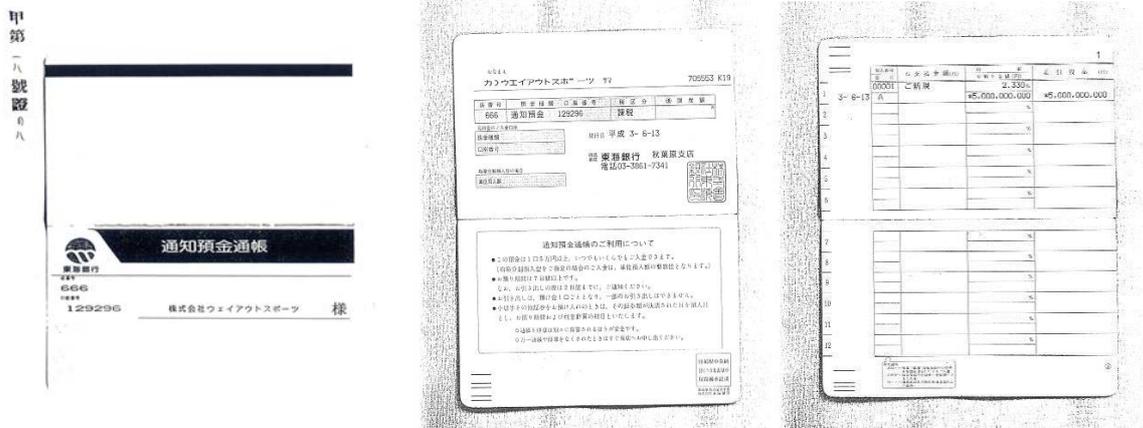
誰が見ても判るように平成4年1月16日、甲18-10号証「債権譲渡契約書」で「約束手形債権」(CP)金融商品一式を「有効」として貸付手形を裏書譲渡方式で東海銀行とオリックスアルファが、民事、商事に則して処理をした証です。

その証拠「銀行預金担保差入証」と「質権設定承諾依頼書」をご検証ください

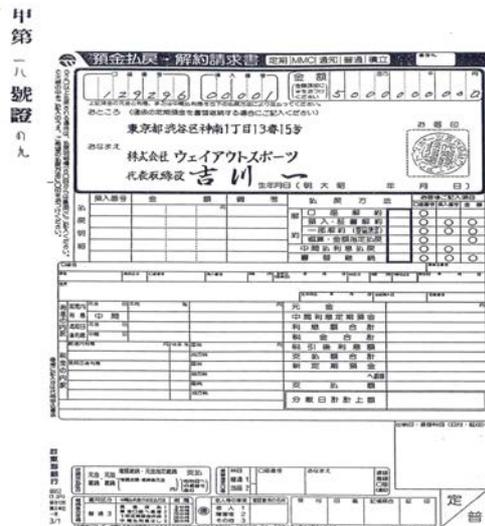


銀行員個人が「(2) 18の6号証、銀行預金担保差入証」を偽造した立証証拠です。コピー偽造した「証」です。そもそも「預入番号-00001」不存在では論外なのです。通知預金口座129296だけ「担保差入」しても無意味の「証」です。

「指名債権」(4) 18の8通知預金通帳です。



通知預金通帳と一体になる(5) 18の9号証預金払戻解約書です



東海銀行とオリックスアルファは民間企業として甲18-10号証「債権譲渡契約書」による秋葉原支店内で「BIS規制8%」クリア操作に用いたリスク・ウェイト20%の預金担保債権として「約束手形債権」(CP)と「指名債権」質権を預入番号-00001「有効」として処理をしたのです。

甲18-10号証「債権譲渡契約書」が「BIS規制8%」クリア操作用他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇄オリックスアルファ」を立証した。証拠が、平成4年1月16日付け、譲渡人オリックスアルファ、譲受人(株)東海銀行で行った「債権譲

渡契約書」です。（第3部『室岡塾』で証拠書面、用語解説を提示しています。）

大変なことが起きたのです。

我が国が「法治国家」であれば、平成4年1月7日付け公訴提起は取り下げです
はじめから『この世に存在しない』犯罪が立証されたのですから私は釈放です。
誰でも分かるよう「事実」です。

柳検察官貴殿は平成4年1月17日『**室岡だけがねらいだから！**』『**室岡を何
としても有罪にもっていきたいんだ！**』闇の執行人となり平成4年1月28日追起
訴（二）平成5年3月3日追起訴（三）公訴提起は断じて許されない、公訴権濫用
と告発する。

皆様にデッチ上げの「現実」をご検証して戴きます。

注目してください。

平成4年1月16日、東海銀行とノンバンクは「債権譲渡契約書」を締結した。

債権譲渡契約書が証明した本件詐欺事件のデッチ上げ！

本件詐欺事件にかかわる詐欺の公訴事実は、「銀行員が有効な質権設定承諾手続
をとるつもりがないのにこれがなされて貸付金の回収が確実になされるものとノン
バンクを欺こうとし、その旨誤信させて融資金を騙取した」というのである。

柳検察官が、この世に存在しない「犯罪」と「被害金」
を起訴状で、デッチ上げた「職務犯罪行為」を立証する。

オリックスアルファは「約束手形債権」（CP）金融商品一式を用いた、他行預
金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」システム化された「BIS規制
8%」クリア操作を行い金利を稼いだ。

東証二部上場、大手金銭貸付業者 オリックスアルファは、オリックスの100%
子会社であり、東海銀行秋葉原支店を相手に100億円の約束手形割引、民事取引
をしただけで、そこに「犯罪」は存在しない。

柳検察官は、民事不介入の大原則を無視して、はじめから『この世に存在しない』第二幕、銀行員が私とウェイアウトスポーツ 社長吉川一と共謀した「詐欺有印私文書偽造同行使」罪をデッチ上げ公訴提起した。

柳検察官の主張する犯罪構造「協力預金」名下の預金担保融資も犯罪取引構造「オリックスアルファ⇔ウェイアウトスポーツ」の取引が存在しない。

平成5年6月21日、東海銀行が民事訴訟の法廷に原告の立証証拠として「証拠説明書」を提出した、甲18-10号証「債権譲渡契約書」で立証した。

その証拠、甲18-10号証「債権譲渡契約書」です。

甲
第
一
八
号
証
の
一
〇

債権譲渡契約書

平成 4 年 1 月 16 日

住所 東京都中央区京橋2丁目8番18号
譲渡人(甲) オリックス・アルファ株式会社
代表取締役 豊 勝

住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
譲受人(乙) 株式会社 東海銀行
代表取締役 瑞 岩 成

オリックス・アルファ株式会社を甲とし、 株式会社 東海銀行 を乙と
して、当事者間に下記の契約を締結する。

第1条
甲は、債務者(以下、丙という)株式会社ウェイアウトスポーツに対する下記
債権を質権とともに代金金五拾億零参千四百五拾七万零千九百零拾五円をもっ
て乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条
甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条
甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を送付するものと
する。
ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続き
をとるものとする。

第4条
甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しな
いことを保証する。
なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、
甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条
丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示
金五拾億零参千四百五拾七万零千九百零拾五円也
ただし、1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成
3年6月13日提出の約束手形による貸付金債権元本金五拾億円および
平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金
債権金貳億五千万円

2. 質権の表示
平成3年6月13日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾
に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社 ウェイアウトスポーツ

以 上

契約内容

第2条『甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した』このオリックスアルファ株式会社が東海銀行に交付した『債権証書その他の一切の書類』を、東海銀行が、預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式と立証した。

であるならば、秋葉原支店以外に作成出来ない「BIS規制8%」クリア操作用の預金担保債権を装った「約束手形債権」と「質権」（預金債権）を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を立証したことになります。

ダミーウェイアウトスポーツ預金者名義で発生させた50億円「数字」の損失金を被害者でも無い、オリックスアルファを被害者に仕立て上げ公に被害金50億円に金利2億5000万円を付けて被害弁済する「粉飾決済」を為し、損害金として回収不能債権を一括償却する「粉飾決算」不正会計処理を凶ったのです。

（第3部『室岡塾』で証拠書面、用語解説を提示しています。）

皆様、『天網恢恢疎にして漏らさず』悪事には時効がありますが、正義に時効はありません。

皆様に「知って戴きたい」非道・残酷・残虐な『警察・検察・裁判所の闇』闇の執行人がデッチ上げた「逮捕状」で、富士銀行事件・東海銀行事件の借受名義人にデッチ上げられた十数人の「29年の人生」と多くの家族・社員・友人達の人生も奪い取った悲劇なのです。

私、以外、借受名義人に仕立て上げられた方々は、今でも「債権譲渡契約書」の存在を知りません。第2部『室岡塾』でノンバンク融資担当者が「債権譲渡契約書」の存在を知り顔色が変わります。

国と銀行が犯した国際金融犯罪『国家犯罪』と断罪する『国家の闇』を隠蔽するため「生贄」にされた借受名義人・銀行のダミーにデッチ上げられた、人々に『真実』を明らかにしていきます。

パートIIでは、恐ろしい『検察の闇』を立証、致します。